

後期高齢者医療制度

って



な～に?

その5

今年4月から始まる75歳以上の人（65歳以上の一定の障がいがある人を含む）を対象とした「後期高齢者医療制度」について、シリーズでお伝えしています。

<照会先> 高齢福祉課 ☎23-8127
☎23-7734



質問

4月からの医療機関でのかかり方は変わりますか？



答え

この制度に該当する人は、今まで加入していた健康保険（国民健康保険、被用者保険）から脱退することになります。3月下旬までには岐阜県後期高齢者医療広域連合から1人に1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が送られてきています。（今まで「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「特定疾病療養受療証」をお持ちの方には、「後期高齢者医療被保険者証」に同封されています。）

今までは「被保険者証」と「老人保健法 医療受給者証」を医療機関の窓口で提示していましたが、4月1日からは「後期高齢者医療被保険者証」（水色）を提示してください。医療機関での受診の際にこの「被保険者証」を提示しないと、医療費を実費で支払っていただく場合がありますのでご注意ください。

平成20年3月31日まで

※これまでお使いの「老人保健法医療受給者証」は、4月1日以降に市役所高齢福祉課、各地域事務所、東・西部支所にお返してください。

平成20年4月1日から

後期高齢者医療被保険者証（実物大）



質問

年金の年額が18万円以上ですが、保険料の年金天引きはいつから始まりますか？



答え

保険料の納付が年金からの天引きとなる人には、4月初旬に「納入通知書兼特別徴収開始通知書」と「仮徴収額決定通知書」が届きます。4月15日支給分の年金から天引きが始まりますが、平成18年中の所得により仮に算定した保険料を納めます。その後、平成19年中の所得により保険料の額を確定し10月15日以降の支給分で精算します。このため、前半（4、6、8月）と後半（10、12、翌年2月）で保険料の額が異なる場合があります。なお、75歳になったばかりの人など天引きが始まらない場合は、7月以降から納付書により現金で納めることになります。そのときには、「保険料納入通知書」が届きます。



関市役所や岐阜県後期高齢者医療広域連合のホームページでもお知らせをしています。ぜひご覧ください。

- ◆ 関市役所ホームページ 健康・医療 http://www.city.seki.gifu.jp/info/kenko_iryu/kouki_kourei.htm
- ◆ 岐阜県後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://www.gikouiki.jp/>

